

一般社団法人静岡県臨床衛生検査技師会定款施行細則

目次

- 第1章 総則
- 第2章 会員
- 第3章 役員等の選任
- 第4章 総会
- 第5章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この定款施行細則(以下「この細則」という。)は、一般社団法人静岡県臨床衛生検査技師会(以下「本会」という。)定款第49条に基づき、定款の施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会員

(入会)

第2条 本会に正会員として入会しようとする者は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が定める「入会申込書」を会長に提出し、理事会の承認を受けるものとする。

2 本会に賛助会員として入会しようとするものは、別に定める「入会申込書」を会長に提出し、理事会の承認を受けるものとする。

3 本会を除名された者が正会員として再入会しようとする場合には、第1項に定める書類とともに、その理由を記した文書を提出し、理事会がその可否を決定する。

(届出事項の変更)

第3条 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が定める「会員異動届」を提出しなければならない。

(退会)

第4条 本会を退会しようとする者は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が定める「退会届」を会長に届け出るものとする。

2 会員が死亡したときは、本人に代わってその親族等が前項に定める書類を会長に提出する。

(会員名簿)

第5条 本会は、会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

2 第2条第1項及び第2項の規定により入会が承認されたときは、当該会員を、定款第5条に定める会員区分ごとに会員名簿に登録するものとする。

3 第4条の規定により退会を届け出た者、定款第9条の規定により除名の処分を受けた者及び定款第10条の規定により会員資格を喪失した者については、会員名簿の登録を抹消する。

第3章 役員等の選任

(役員を選任事務)

第6条 役員を選任に関する事務は、役員候補者選考委員会がこれを処理する。

(役員候補者選考委員会)

第7条 役員候補者選考委員会は、6名の役員候補者選考委員により構成し、役員候補者選考委員は本会正会員の中から理事会の決議を経て会長が指名する。その他役員候補者選考委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(選任期日の公示)

第8条 役員の選任の期日は、理事会の決議を経て、その90日前までに公示しなければならない。

2 前項の公示は、正会員への文書による通知によるものとする。ただし、通知に代えて、会報に掲載する方法によることもできる。

(立候補の届出)

第9条 役員の候補者になろうとする者は、その選任期日の60日前の午後5時までに役員候補者選考委員長に到達するように、別に定める立候補届出書を届け出るものとする。

(推薦の届出)

第10条 正会員が他の正会員を役員の候補者としようとするときは、別に定める推薦届出書に推薦者の氏名を記載し、被推薦者の承諾書を添えて、各支部長を経由し、各支部役員候補者選考委員に前条に定める期間内に届け出るものとする。ただし、この場合、推薦者は10名以上でなければならない。

(候補者一覧表の作成及び提出)

第11条 役員候補者選考委員会は、前2条に定める届け出締め切り後、直ちに候補者一覧表(五十音順)を作成し、速やかにこれを会長に提出するとともに、主たる事務所内に掲示しなければならない。

(候補辞退)

第12条 候補者は、当該選任の決議が行われるまでに、別に定める候補辞退届出書を提出して、その候補者たることを辞することができる。

2 前項の場合において、役員候補者選考委員会はその辞退した者の氏名を候補者一覧表から抹消しなければならない。

(役員候補者の議案提出)

第13条 第9条及び第10条の規定による役員候補者は、理事会がこれを総会の議案として提出し、定款第15条第3項に定める通知にこれを記載する。

(候補者の氏名掲示)

第14条 会長は、選任の当日、投票所内に候補者一覧表を掲示しなければならない。

(投開票立会人)

第15条 議長は、出席正会員の中から、投開票立会人2名を指名し、投票及び開票に立ち合わせるものとする。

(開票管理人)

第16条 議長は、出席正会員の中から、開票に関する事務を担当させるため、開票管理人2名を指名しなければならない。

(選任の方法)

第17条 役員の選任は、投票によって行う。ただし、候補者の数その員数を超えないときは、他の方法によることができる。

(投票の方法)

第18条 投票の方法は、別に定める投票用紙による無記名投票とする。

(無効投票)

第19条 次の投票は、無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの
- (2) 候補者選任の賛否が判じ難いもの

(投票の効力)

第20条 投票の効力は、投開票立会人の意見を聞き、開票管理人が決定する。

(開票)

第21条 開票管理人は、投開票立会人の立ち会いの上で投票箱を開き、先ず投票を調査し、投開票立会人の意見を聞き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

2 開票管理人は、投開票立会人とともに投票を点検し、その点検が終わったときは、直ちにその結果

を議長に報告しなければならない。

(当選人の決定)

第22条 役員の選任においては、出席正会員の過半数の賛成を得た者の中から得票数の多い順に員数の枠に達するまでの者を当選人とする。

2 当選人を決めるに当たり得票数が同じであるときは、議長がくじで当選人を決める。

(当選人決定の報告)

第23条 当選人が決定したときは、議長は速やかに当選人の氏名及び得票数、その選任における各候補者の得票数その他必要な事項を、総会に報告しなければならない。

(選任の疑義)

第24条 選任に関する疑義は、議長が総会に諮って決定する。

第4章 総会

(招集の手続)

第25条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定めるものとする。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨
- (4) 次に掲げる事項
 - イ 総会参考書類に記載すべき事項
 - ロ 議決権行使書面を指定期日までに提出すべき旨
- (5) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
- (6) 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
 - イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更
 - ホ 合併

2 前項の規定に関わらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第37条第2項の規定により正会員が総会を招集する場合には、その正会員は前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知を発しなければならない。

(招集の通知)

第26条 総会を招集するには、前条第2項の場合を除き、会長は、総会の開催日の1週間前までに、正会員に対して書面でその通知を発するものとする。

2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、総会参考書類及び議決権行使書面その他必要な書類を同封しなければならない。

(基準日)

第27条 事業年度末日現在における正会員を、当該事業年度に係る定時総会において議決権を有する正会員とし、臨時総会の招集を決定する理事会の前月末日現在における正会員を、その臨時総会において議決権を有する正会員とする。ただし、総会日現在において既に退会した者については、議決権を有しない。

(議決権の代理行使)

第28条 正会員は、委任状その他の代理権を証する書面を会長に提出して、他の正会員を代理人として総会における議決権を行使することができる。この場合において、定款第17条の規定の適用について

は、総会に出席したものとみなす。

(書面表決)

第29条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書面をもってその議決権を行使することができる。
この場合において、定款第17条の規定の適用については、当該議決権の数を出席した正会員の議決権の数に算入する。

(正会員の出席)

第30条 総会に出席する正会員は、議場の受付において、総会に出席する旨を通告しなければならない。

2 第28条の規定により代理人によって総会における議決権を行使する場合には、その代理人は、議場の受付において、委任状その他の代理権を証明する書面を提出して、他の正会員の代理人である旨を通告しなければならない。

3 正会員が、総会の途中に出席又は退席しようとするときは、議事を妨げないよう適当な方法で議長に申し出て許可を得なければならない。

(役員等の出席)

第31条 理事及び監事は、やむを得ない理由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2 本会の職員及び顧問その他の者は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て総会に出席することができる。

(司会者)

第32条 総会における司会者は、開催地支部長の推挙により会長が指名し、議長及び副議長決定までの会議の責任をもつものとする。

(議長及び副議長の選出)

第33条 総会における司会者は、仮議長となって議長及び副議長を選出する。議長及び副議長はそれぞれ1名とする。

(議長の権限)

第34条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理する。

2 総会の開会、閉会又は休憩は、議長が宣告する。

3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対して必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

4 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

(1) 総会の出席者として、その資格を有しないことが判明した者

(2) 議長の指示に従わない者

(3) 総会の秩序を乱した者

(資格審査委員)

第35条 総会の議長は、出席者の資格を審査するため、総会に出席した正会員の中から資格審査委員を選出する。

2 資格審査委員は6名とする。

3 前項の審査委員は、総会出席会員及び書面出席会員の資格を審査し、資格審査の結果を総会に報告する。

(議事運営委員)

第36条 総会の議長は、会議を円滑に運営するため議事運営委員を総会に諮り選出する。ただし、資格審査委員が兼ねることができる。

(議事運営)

第37条 総会の議事運営委員は、次の事項を審議し、その結果を総会に提案する。

(1) 議事日程の時間の割り振りと変更

- (2) 来賓の祝辞と祝電の取り扱い
- (3) 会議混乱のときの收拾、その他事故ある場合の処置
- (4) 支部からの提案及び動議の受付並びにその措置
- (5) 会場配布文書の取り扱い
- (6) その他議事運営に必要な事項

(書記)

第38条 議長は、議事を記録するために書記2名を任命しなければならない。

(総会の開会)

第39条 議長は、総会の開会に当たり、第35条の規定に基づき出席者数を確認させ、議場に報告させなければならない。

- 2 出席正会員が総正会員の過半数に達していない場合など、やむを得ない理由がある場合には、議長は、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している正会員に対して、繰り下げられた時刻を遅滞なく通知しなければならない。
- 3 開会の予定時刻が到来し、第1項の規定に基づき出席正会員が定足数に達していることを確認したときは、議長は開会を宣告する。
- 4 議長が開会を宣告する前又は閉会若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することはできない。

(議案提案及び動議)

第40条 一般社団・財団法人法第43条第2項、第44条又は第49条第3項の規定により正会員が総会に議案を提出する場合は、その事由と要旨をその都度指示する部数を印刷し、総会の6週間前までに事務局に提出する。

- 2 総会に修正動議を提出する場合は、あらかじめ文書をその都度指示する部数を印刷し、議事運営委員を通じ、議長に提出しなければならない。
- 3 総会当日、緊急の事情により提案する場合は、その事由と要旨を議事運営委員に届ける。
- 4 前3項の提案、動議で予算の伴う案件については、修正の結果必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

(議題の宣告)

第41条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣告する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、複数の議題を一括して付議することができる。ただし、出席正会員のうち2名以上が異議を述べた場合は、この限りでない。

(議題に関する報告又は説明)

第42条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対してその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 第40条の規定により正会員から提案があった場合には、議長はその正会員に議題の説明を求め、また理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題に関する発言)

第43条 議題について発言するときは、議長の許可を得なければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、重複を避け、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。議長は、発言がこれに反すると認めるときは注意し、なお従わないときは発言を禁止することができる。
- 4 議長は議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。この場合において、発言が制限時間を超えたときは、議長は注意を重ねた後、発言の中止を命ずることができる。

(議事進行に関する発言)

第44条 議事進行に関する発言は、議長に対し議事進行上の問題について、質問し、注意し、又は希望を述べるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言が、その趣旨に反し、総会の議事を妨害するため発言したと認められるとき、不適法又は権利の乱用に当たると認めるとき、その他発言に合理的な理由のないことが明らかなきときは、議長は直ちにこれを却下することができる。

(質疑又は討論の終結)

第45条 議長は、議題について質疑又は討論が尽くされたと認めるときは、審議の終結を宣告する。

2 質疑又は討論が容易に終結できないときは、出席正会員は、審議終結の動議を提出することができる。この場合において、議長は、議場に諮ってこれを決する。

(採決)

第46条 議長は、審議終結の宣告の後、直ちに採決に付する議案を示して採決を宣告する。

2 議長が採決を宣告した後は、何人も議題について発言することができない。ただし、採決の方法についての発言は、この限りでない。

3 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。ただし、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに採決するものとする。

4 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行う。複数の修正案が提出された場合には、原案の趣旨に最も遠いものより順次採決を行うものとする。

5 前項の場合において、書面により原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取り扱う。

(採決の方法)

第47条 採決するときは、賛成する者を起立又は挙手をさせ、その多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し出席正会員の5分の1以上の者から異議の申立があったときは、議長は記名投票又は無記名投票で採決を行う。

3 前項により記名投票又は無記名投票を行う場合には、議長が投票用紙の様式を定め、第15条、第16条、第19条、第20条及び第21条の規定を準用する。

4 議長は、採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関し、いかなる意見も述べることはできない。

(休憩)

第48条 議長は、必要があると認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣告することができる。

(延期又は続行)

第49条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。この場合において、延会又は継続の日時及び場所についても併せて決議しなければならない。

(閉会)

第50条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期若しくは続行が決議された場合には、閉会を宣告する。

(議事録)

第51条 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載し、議長及び会長が記名押印しなければならない。

(1) 開催された日時及び場所

(2) 議事の経過の要領及びその結果

(3) 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 監事が、監事を選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき。

ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき。

ハ 監事が、理事が総会に提出しようとする議案、書類等について調査した結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、総会に報告したとき。

ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき。

(4) 総会に出席した理事又は監事の氏名

(5) 議長の氏名

(6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(議事の経過及び結果の報告)

第52条 議長は、欠席した正会員に対して、書面をもって議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。この報告は、会報に掲載する方法によることもできる。

第5章 雑 則

(改 廃)

第53条 この細則の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。